

— 令和4年度 —



兵庫県 防犯カメラ設置補助事業 二次募集のご案内

兵庫県では、地域の見守り力の向上を図るため、まちづくり防犯グループ等の地域団体が行う防犯カメラ設置に要した経費の一部に対して、補助を行っています。

募集期間

令和4年9月20日（火）～10月21日（金）必着

兵庫県

問い合わせ先： 兵庫県県民生活部生活安全課地域安全対策班
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-362-3225
FAX 078-362-4465

目 次

募集要項

1 事業趣旨	1
2 募集期間・応募方法	1
3 補助額等	1
4 補助の要件	2
5 その他手続きに関する留意事項	3
6 参考事項	4
7 問い合わせ先	4

二次募集 応募窓口一覧	5
-------------	---

Q & A	6
-------	---

提出書類の記載例

○応募書	7
○収支予算書	8
○防犯カメラ設置補助事業(計画・変更・実績)報告書	9
○調査票	10
○地域合意書及び維持管理等誓約書	11
○地域安全マップについて	12・13
○防犯カメラ等管理運用規程	14

様 式

○応募書	
○収支予算書	
○防犯カメラ設置補助事業(計画・変更・実績)報告書	
○調査票	
○地域合意書及び維持管理等誓約書	
○防犯カメラ等管理運用規程	
○(参考)地域安全マップ	
○(参考)同意書	

令和4年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業 募集要項

1 事業趣旨

まちづくり防犯グループ等の地域団体が行う防犯カメラ設置を促進し、地域安全まちづくり活動を防犯設備面から支援することにより、地域の見守り力の向上を図る。

※ 防犯カメラとは、専ら犯罪の予防を目的として公道等を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の表示及び記録の機能を有するものをいう。

2 募集期間・応募方法

募 集 期 間	令和4年9月20日（火）～ 10月21日（金）（必着）
応 募 方 法	<p>① 所定の応募書及び関係書類を作成のうえ、応募窓口（別添応募窓口一覧参照）へ郵送又は持参により提出してください。</p> <p>② 応募書等の様式は、兵庫県ホームページからダウンロードできます。</p> <p>③ 補助対象となる防犯カメラの設置は、原則1団体に1カ所とします。 なお、複数箇所応募の場合は、箇所ごとに「防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書」、「地域合意及び維持管理等誓約書」及び「調査票」を作成のうえ、必ず優先順位を記入してください。<u>（1団体2カ所まで）</u></p>
応募に必要な書類	<p>① 令和4年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業応募書</p> <p>② 収支予算書</p> <p>③ 防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書</p> <p>④ 調査票</p> <p>⑤ 見積書のコピー（カメラ、レコーダー等の購入費、設置工事費）</p> <p>⑥ 仕様書のコピー（カメラ、レコーダーの機能要件を有することが分かるもの）</p> <p>⑦ 地域合意書及び維持管理等誓約書</p> <p>⑧ 地域安全マップ（危険箇所について検討がなされた結果を示す図面）</p> <p>⑨ 写真（防犯カメラの設置場所・撮影想定画像を撮影したもの）</p> <p>⑩ 防犯カメラ等管理運用規程</p> <p>⑪ 応募団体規約のコピー</p> <p>⑫ 応募団体役員名簿のコピー</p>
補助金交付申請団体の採択	<p>① 募集終了後、防犯カメラ選定委員会が交付申請団体を採択します。</p> <p>② 採択は、応募関係書類を審査のうえ、過去の補助状況、犯罪発生状況、団体の防犯活動実施状況、カメラ設置の必要性・緊急性・妥当性などを総合的に審査のうえ決定します。</p> <p>③ 採択された団体は、補助金交付申請手続きを経て、補助金交付決定の通知を受けたうえで事業に着工していただくこととなります。</p> <p>④ 防犯カメラ選定委員会で審査の結果、不採択となる場合があります。</p>

3 補助額等

補 助 額	<p>1カ所6万円</p> <p>※ 1カ所とは、独立した防犯カメラシステム一式をいう。</p> <p>※ 複数台の防犯カメラを設置して、レコーダー1台に接続する場合は、1カ所とする。</p>
補 助 箇 所 数	85カ所（予定）
補 助 対 象 経 費	<p>犯罪予防を目的として公道等に常設する、映像の撮影、記録等の機能を有する機器（防犯カメラシステム）及び防犯カメラ設置を明示する標識の購入並びに設置工事に要する経費</p>
補 助 対 象 期 間	<p>応募受理日から令和5年3月31日までに設置・完了する事業 （ただし、補助金交付決定までに防犯カメラを設置する場合は、事前着手許可が必要ですので、必ず兵庫県生活安全課地域安全対策班までご連絡ください。）</p>

4 補助の要件

補助対象団体	<p>以下に掲げるすべての要件を満たす地域団体であること。</p> <p>① 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。</p> <p>② 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。</p> <p>③ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。</p> <p>④ 規約や代表者を決めていること。</p> <p>⑤ <u>今年度、県から防犯カメラ設置補助の選定（2カ所）を受けていない団体であること。</u></p>
撮影場所	<p>以下に掲げるすべての要件を満たす撮影場所であること。</p> <p>① 道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の場所であること。</p> <p>② 撮影画像の概ね2分の1以上の面積を公共の場所が占めること。</p> <p>③ 私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、事業所等）の管理目的と認められるものではないこと。</p> <p>④ 公有財産（自治会館等）の管理目的と認められるものではないこと。</p>
カメラの機能要件 (レコーダー内蔵型は、下記レコーダーの機能要件も満たすこと。)	<p>以下に掲げるすべての要件を満たすカメラであること。</p> <p>① カメラの有効画素数が38万画素以上であること。</p> <p>② カラー画像であること。（夜間撮影時を除く）</p> <p>③ 作動時間が1日24時間であること。</p> <p>④ 夜間も人物等が識別できる撮影機能（被写体最低照度0.1Lux以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨）があること。</p> <p>⑤ 屋外用として使用できる防雨性能があること。</p>
レコーダーの機能要件	<p>以下に掲げるすべての要件を満たすレコーダーであること。</p> <p>① 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。</p> <p>② 記録間隔が1秒間に4コマ（4FPS）以上であること。</p> <p>③ 38万画素（720×480画素）以上での記録ができること。</p> <p>④ 外部記録媒体に画像が記録できる機能があること。</p>
標識の掲出	<p>防犯カメラ設置場所に、「防犯カメラで撮影している旨」及び「設置団体の名称」を表示する標識を明確かつ適切な方法で掲示すること。</p>
地域安全マップの作成	<p>応募団体が危険箇所（防犯カメラ設置場所）について検討した結果を示す図面（地域安全マップ）を作成していること（P4、P12、P13参照）。</p>
地域の合意	<p>防犯カメラの設置及び維持管理等について地域団体の合意があること。</p>
設置許可	<p>防犯カメラ設置場所の所有者等の承諾・許可があること。</p>
防犯カメラ等管理運用規程の制定	<p>以下に掲げるすべての事項を含む防犯カメラ等管理運用規程が定められていること。</p> <p>① 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務</p> <p>② 「撮影していること」及び「設置者の名称」の明示</p> <p>③ 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法</p> <p>④ 記録した映像の利用・提供の制限</p> <p>⑤ 苦情処理対応</p> <p>⑥ その他防犯カメラの運用に関すること</p>
記録した映像の漏洩防止措置	<p>以下に掲げる事項の情報流出防止措置がとられていること。</p> <p>① 固定や施錠設備によるレコーダー、外部記録媒体等の盗難防止措置をとること。</p> <p>② ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設定と定期的な変更等による記録映像の流出防止措置をとること。</p>

5 その他手続きに関する留意事項

<p>選定委員会による採択について</p>	<p>選定委員会での採択は、補助金交付申請ができる団体を選定したものであり、補助金交付を確定したものではありません。したがって、補助金交付を受けるためには、採択後に補助金交付申請手続きが必要となります。</p> <p>採択後の設置場所の変更は原則として認められません。</p>
<p>補助金交付申請手続きについて</p>	<p>補助金交付申請には、補助金交付申請書、誓約書、設置許可証等の写し、債権者登録書、通帳の写し、委任状（通帳の名義人が補助金交付申請書に記載した団体名、代表者名と異なる場合）の提出が必要です。審査が終了後、補助金交付決定通知書を団体代表へお送りします。</p>
<p>工事等の着工について</p>	<p>防犯カメラ設置工事等の事業は、補助金交付決定通知後に着手してください。補助金交付決定前に着工する場合には、必ず事前着手許可が必要です。ただし、事前着手許可を得ても、選定結果が不採択の場合や補助要件を満たさない場合等は、補助金交付を受けることができませんのでご注意ください。事前着手許可の方法については、県生活安全課地域安全対策班へお問い合わせください。</p>
<p>設置場所の許可について</p>	<p>防犯カメラ設置には、必ず、設置場所（土地、建物、柱等）の所有者・管理者の承諾・許可が必要（申請団体が管理する自治会館等も同様）です。電柱に設置する場合は、設置許可取得まで数ヶ月必要な場合があります。道路や公園等に設置する場合は、道路交通法その他の法令に基づく管理者の許可が必要です。県や市の管理担当課等と協議してください。</p> <p>設置許可は補助の要件となりますので、応募の段階から、あらかじめ設置場所の所有者等をよく確認のうえ、十分協議をしていただきますよう、お願いします。</p>
<p>設置に関する合意について</p>	<p>撮影映像に入る住宅等がある場合は、必ずその住民等に説明して、同意を得ておいてください。また、撮影場所や設置場所に隣接する地域との間でも合意を得ておくようにしてください。</p>
<p>補助事業実績報告書の提出期限について</p>	<p>事業完了日から30日以内に、補助事業実績報告書等の必要書類の提出をお願いします。提出期限までに報告書等の提出がない場合、補助金交付決定を取り消すことがあります。</p>
<p>補助金の支払いについて</p>	<p>補助事業実績報告書等を審査のうえ、当該事業が交付決定の内容及び条件に適合すると認められるときは補助金額を確定し、申請団体からの補助金請求書に基づき指定口座への振込により補助金を支払います。</p> <p>補助金の支払いは実績報告後の精算払いとします。</p>
<p>補助対象外となる経費及び事業について</p>	<p>以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助対象外となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 既存設備の撤去に要する経費 ② 土地造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費 ③ 防犯カメラシステム維持管理（賃貸費を含む）に要する経費 ④ 県が過去に補助した同一箇所（同一システム）への補助事業 ⑤ 県の他の制度で対応が可能と判断される事業 ⑥ 事業費が6万円を下回る防犯カメラの設置事業
<p>採択・交付決定の取消し、補助金の返還について</p>	<p>以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金交付申請団体としての採択の取消し、補助金交付決定の取消し、補助金の返還を求められます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 令和4年度兵庫県県民生活部補助金交付要綱の規定に反する場合 ② 提出期限までに補助事業の審査に必要な書類が提出されない場合 ③ 本事業により補助を受ける事業と同一の事業について、県から重複して補助を受けた場合 ④ 補助金交付決定前に着工した場合（事前着手許可を受けたものを除く） ⑤ 防犯カメラ等管理運用規程が遵守されない場合

6 参考事項

(1) 地域安全マップの作成要領

効果的な防犯カメラ設置場所(危険箇所)を選定していただくため、**地域安全マップを補助事業応募に必要な書類**としていますので、以下の要領により作成をお願いします。

	作成要領	
危険箇所の選定基準	① 入りやすい場所(境界がなく誰でも出入りすることができる場所) ② 見えにくい場所(周囲からの視線が犯罪者に届きにくい場所) ※ 危険箇所として選定した理由を地図内又は別紙に記載すること。	
地図の体裁	① 作成方法は、手書きやパソコン使用による作成等、体裁を問わない。 ② 用紙サイズはA4又はA3とする。 ③ 地図の作成範囲は、概ね応募団体の活動範囲とする。 ④ 縮尺は、下記検討・調査事項が判読できる程度のものとする。 ※ 地図のコピーや電子地図の印刷を利用する場合は、発行元の許可が必要。	
検討・調査事項の例 (右記ゴシック表記の事項は必須項目)	検討・調査事項	表示方法
	危険箇所(入りやすい場所、見えにくい場所)	塗りつぶし、斜線等を表示
	本補助事業での防犯カメラ設置予定場所	丸印「●」で表示
	本補助事業での防犯カメラ撮影予定方向	矢印「→」で表示
	小学校等の通学路	点線「…」で表示
	「子どもを守る110番の家・店」の設置場所	バツ印「×」で表示
	既設防犯カメラの設置場所	三角印「△」で表示

(2) 兵庫県防犯カメラ設置補助事業の手続きの概要

	手続きの順序	手続き者	概要	
	1	補助事業への応募	団体	応募受付窓口へ応募書及び必要書類を提出
	2	交付申請団体の採択	県	応募団体へ選定委員会審査結果を文書で通知
☆	3	補助金交付申請	団体	採択団体が、県へ補助金交付申請書等を提出
☆	4	補助金交付決定	県	申請書類審査、補助金交付決定通知書を送付
	5	事業の実施	団体	事業計画に基づき防犯カメラ設置工事を実施
	6	補助事業実績報告	団体	事業完了後30日以内に、補助事業実績報告書等の必要書類を提出
	7	実績確認・補助金確定	県	補助実績報告書等を審査、補助金額を確定
	8	補助金の支払い	県	補助金を団体の指定口座へ振込(精算払い)

☆ 上記3において防犯カメラの設置が採択された団体には、補助金交付申請等の書類の提出をいただくこととなりますが、その提出先については別途お知らせいたします。

☆ 上記4において補助金交付決定通知を受けた後、事業の実施になります。

(3) 二次募集応募受付窓口及び防犯カメラ設置補助事業を予定している市町(令和4年度)

別添「**二次募集 応募窓口一覧**」で確認してください

各市町が予定している防犯カメラ設置補助事業の詳細については、各市町へお問い合わせ下さい。

(4) 警察への情報提供

効果的な防犯活動、パトロール活動等に資するため、防犯カメラ設置場所や設置団体の情報については、警察へ情報提供します。

7 問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県県民生活部生活安全課地域安全対策班
 TEL: 078-362-3225 FAX: 078-362-4465

二次募集 応募窓口一覧

別紙 2

下記の窓口に応募書類をご提出ください。(住所地により応募窓口が異なりますのでご注意ください。)

地域	市町名	応募窓口	住所	電話番号	市町補助の有無
神戸地域	神戸市	神戸市危機管理室	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1	078-322-6238	○
阪神南地域	尼崎市	尼崎市生活安全課	〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1	06-6489-6502	○
	西宮市	西宮市地域防犯課	〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3	0798-35-3474	
	芦屋市	芦屋市建設総務課	〒659-8501 芦屋市精道町7-6	0797-38-2480	○
阪神北地域	伊丹市	兵庫県県民生活部生活安全課地域安全対策班(直送)	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3225	
	宝塚市	宝塚市防犯交通安全課	〒665-8665 宝塚市東洋町1-1	0797-77-2020	○
	川西市	川西市生活相談課	〒666-8501 川西市中央町12-1	072-740-1333	○
	三田市	三田市危機管理課	〒669-1595 三田市三輪2-1-1	079-559-5057	
	猪名川町	猪名川町生活安全課	〒666-0292 川辺郡猪名川町上野字北畑11-1	072-766-8703	
東播磨地域	明石市	明石市総合安全対策室	〒673-8686 明石市中崎1-5-1	078-918-5069	○
	加古川市	加古川市生活安全課	〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000	079-427-9760	○
	高砂市	高砂市危機管理室	〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1-1-1	079-443-9008	○
	稲美町	稲美町危機管理課	〒675-1115 加古郡稲美町国岡1-1	079-492-9168	○
	播磨町	播磨町危機管理グループ	〒675-0182 加古郡播磨町東本荘1-5-30	079-435-0991	○
北播磨地域	西脇市	西脇市防災安全課	〒677-8511 西脇市下戸田128番地の1	0795-22-3111	
	三木市	三木市生活環境課	〒673-0492 三木市上の丸町10-30	0794-89-2344	○
	小野市	小野市地域安全グループ	〒675-1380 小野市中島町531	0794-63-1273	
	加西市	加西市危機管理課	〒675-2395 加西市北条町横尾1000	0790-42-8751	
	加東市	加東市防災課	〒673-1493 加東市社50	0795-43-0402	○
	多可町	多可町生活安全課	〒679-1192 多可郡多可町中区中村町123	0795-32-4777	○
中播磨地域	姫路市	姫路市危機管理室安全安心推進室	〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町3番地 防災センター5階	079-221-2090	○
	神河町	神河町住民生活課	〒679-3116 神崎郡神河町寺前64	0790-34-0963	○
	市川町	市川町住民環境課	〒679-2392 神崎郡市川町西川辺165-3	0790-26-1011	○
	福崎町	福崎町住民生活課	〒679-2280 神崎郡福崎町南田原3116-1	0790-22-0560	
西播磨地域	相生市	相生市危機管理課	〒678-8585 相生市旭1-1-3	0791-23-7132	○
	たつの市	たつの市危機管理課	〒679-4192 たつの市龍野町富永1005-1	0791-64-3219	○
	赤穂市	赤穂市市長公室危機管理担当	〒678-0292 赤穂市加里屋81	0791-43-6866	○
	宍粟市	宍粟市市長公室危機管理課	〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133-6	0790-63-3119	○
	太子町	太子町生活環境課	〒671-1592 揖保郡太子町鷗280-1	079-277-1015	○
	上郡町	上郡町住民課	〒678-1292 赤穂郡上郡町大持278	0791-52-1115	○
	佐用町	佐用町企画防災課	〒679-5380 佐用郡佐用町佐用2611-1	0790-82-0664	○
但馬地域	豊岡市	豊岡市生活環境課	〒668-8666 豊岡市中央町2-4	0796-23-5304	○
	養父市	養父市市民課	〒667-8651 養父市八鹿町八鹿1675	079-662-3163	
	朝来市	朝来市防災安全課	〒669-5292 朝来市和田山町東谷213-1	079-672-6112	○
	香美町	香美町防災安全課	〒669-6592 美方郡香美町香住区香住870-1	0796-36-1190	○
	新温泉町	新温泉町町民安全課防災安全室	〒669-6792 美方郡新温泉町浜坂2673-1	0796-82-5621	
丹波地域	丹波篠山市	丹波篠山市地域振興課	〒669-2397 丹波篠山市北新町41	079-552-5112	○
	丹波市	丹波市くらしの安全課	〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1	0795-82-1532	○
淡路地域	洲本市	洲本市消防防災課	〒656-8686 洲本市本町3-4-10	0799-24-7623	○
	南あわじ市	南あわじ市危機管理課	〒656-0492 南あわじ市市善光寺22-1	0799-43-5203	○
	淡路市	淡路市危機管理課	〒656-2292 淡路市生穂新島8-6 防災あんしんセンター	0799-64-2555	○

様 式

令和4年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業応募書

年 月 日

兵庫県県民生活部
生活安全課長 様

団 体 名

代表者名

郵便番号

住 所

電話番号 自宅 ー ー

携帯 ー ー

電子メール

令和4年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業に下記のとおり応募したいので、関係書類を提出します。

記

1 設置箇所数 _____カ所

2 関係書類（応募に必要な添付書類）

	書類名	チェック欄
1	収支予算書	<input type="checkbox"/>
2	防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書	<input type="checkbox"/>
3	調査票	<input type="checkbox"/>
4	見積書のコピー（設置にかかる費用の総額を記載したもの）	<input type="checkbox"/>
5	仕様書のコピー（補助要件の機能を有することがわかるもの）	<input type="checkbox"/>
6	地域合意書及び維持管理等誓約書	<input type="checkbox"/>
7	地域安全マップ（危険箇所等の検討結果を記載したもの）	<input type="checkbox"/>
8	写真（防犯カメラの設置場所・撮影想定画像を撮影したもの）	<input type="checkbox"/>
9	防犯カメラ等管理運用規程	<input type="checkbox"/>
10	応募団体規約のコピー	<input type="checkbox"/>
11	応募団体役員名簿のコピー	<input type="checkbox"/>

注 設置箇所が複数である場合は、設置箇所ごとに「防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書」、「地域合意書及び維持管理等誓約書」及び「調査票」を作成し、優先順位を記入のうえ添付してください。

別 記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
県補助金	円	
計	円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
機器調達・設置工事費	円	
計	円	

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書

設置団体	団体名 代表者名 電話 — — 携帯 — —		
設置場所住所 (優先順位 位)	市 区 郡 町 丁目 番 号 (施設名)		
設置する場所の所有者			
設置許可有無	<input type="checkbox"/> 設置許可あり <input type="checkbox"/> 許可見込み(交付決定時には許可を得ていること)		
稼働(予定)年月日	令和 年 月 日		
設備の概要	種 別	数量	仕 様
	カ メ ラ <input type="checkbox"/> レコーダー接続型 <input type="checkbox"/> レコーダー体型 (レコーダー体型も 下記にレコーダーの 仕様を記載すること)	台	<input type="checkbox"/> 撮影画素数38万画素以上 <input type="checkbox"/> カラーでの撮影機能あり <input type="checkbox"/> 作動時間が1日24時間 <input type="checkbox"/> 夜間撮影機能あり <input type="checkbox"/> 防雨機能あり
	レ コ ー ダ ー	台	<input type="checkbox"/> 記録時間が1日24時間及び7日間以上あり <input type="checkbox"/> 1秒間の記録コマ数：4FPS以上 <input type="checkbox"/> 記録画素数：38万画素以上 <input type="checkbox"/> 外部記録媒体への画像記録機能あり <input type="checkbox"/> 記録画像の情報流出防止措置あり
	防犯カメラの 設置を明示す るための表示	枚	サイズ 縦 () cm 横 () cm 種 別 <input type="checkbox"/> プレート <input type="checkbox"/> シール <input type="checkbox"/> その他 () 表 記 <input type="checkbox"/> 「防犯カメラ設置」等及び設置団体名
設置等の合意	<input type="checkbox"/> 設置機器、設置場所、適正管理、維持費支出等について、設置団体 内での合意がある（別添「地域合意書及び維持管理誓約書」のとおり）		
設置場所の検討	<input type="checkbox"/> 防犯カメラ設置場所周辺の防犯環境について、設置団体内で検討を している（別添「地域安全マップ」記載のとおり）		
管理運用規程	<input type="checkbox"/> 補助要件に定める事項を含む防犯カメラ管理運用規程が定められて いる（別添「防犯カメラ管理運用規程」のとおり）		

注 該当する事項の□にはチェックマーク(✓)を記入してください。

地域合意書及び維持管理等誓約書

令和4年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業で下記設置場所に設置する防犯カメラは、_____の合意に基づき設置するものです。

兵庫県県民生活部補助金交付要綱及び_____防犯カメラ等管理運用規程を遵守し、_____が適正に設置、維持管理及び運用を行います。

設置場所	市	区	郡	町
	丁目	番	号	
	(施設名)			

年 月 日

団体名

氏 名

【記載する項目】 ※ 最低限、以下の項目をすべて地図に書き込んでください。

- | | | | |
|---|-------------------|-----|---------------------------|
| ● | ～ 補助事業での防犯カメラ設置場所 | × | ～ 子どもを守る110番の家・店 |
| → | ～ 防犯カメラの撮影方向 | △ | ～ 既に設置されている防犯カメラ |
| ■ | ～ 危険箇所 | --- | ～ 学校の通学路(※学校の位置も記載してください) |

【設置理由】及び【危険箇所】の説明(例1～4参照)

同意書

年 月 日

様

(団体名)

住 所

氏 名

(団体名) が、下記の場所に防犯カメラを設置することについて同意します。

(団体名)

記

1 設置場所 兵庫県 _____

- ・この書類は、**防犯カメラの撮影範囲に住居等が含まれる方の同意の意思を記録**するためのものです。
- ・同意の意思の記録は、必ずしもこの書類を使用していただく必要はありません。
- ・**県へ提出していただく必要はありません。**防犯カメラの設置団体で保管してください。